

県民みんなで作る森林づくりをめざして

長野県ふるさとの森林づくり条例

条例のあらまし

長野県では、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを目指して、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や新たな仕組みを定めた「長野県ふるさとの森林づくり条例」を制定しました。

平成17年1月

 **長野県**

条例制定の背景



森林は、森林所有者や地域の方々の永年の努力により造成され、私たちの生活に多くの恵みをもたらし、森林との関わりを通じた様々な知恵や文化を育んできました。

しかしながら、森林所有者の世代交代や不在村化、林業の長期低迷等、森林・林業を取巻く情勢が大きく変化する中で、森林の管理の空洞化が危惧されています。

森林は、二酸化炭素の吸収・固定を通じ、地球温暖化防止に貢献しています。また、災害防止や水源のかん養など多くの恩恵を、地域・市町村・県域を越えた流域内の住民に与え、農業や地域の様々な産業にも貢献しています。森林はまさに、社会全体の共通の財産です。

この森林が健全な状態で持続的に維持されていくためには、一部の人間にその責任を委ねるのではなく、人と森林との多様な絆を創出し、県民の皆さんの主体的な参画により森林を支えていかなければならない時期を迎えています。



森林の持つ多面的な機能・・・それは、森林の持つ様々なはたらきのこと

1 緑のダムとして水を蓄えます。

森林に降った雨は、スポンジのような柔らかな土に蓄えられ、長い時間をかけて川に流れ出していきます。森林は豊かに水をたたえる「緑のダム」として私たちの生活を守ってくれます。

2 木材などをつくります。

木材は安らぎや温もりを感じる環境に負荷をかけない循環型の資材です。木材は湿度や温度を保ったり、音や衝撃を吸収するなど優れた機能を持っています。

3 山くずれを防ぎます。

森林では、土の中にしっかり張り巡らされた木の根っこによって、土や石をがっちり抑えています。森林は災害を防ぐ働きをしています。

4 エアコンやオアシスの働きをします。

木は地中の水を吸い上げて葉から空中に蒸散させるため、周りの熱をうばいます。このため暑い夏でも森林の中は涼しく感じるのです。そのほかにも汚れた空気をきれいにしたり騒音や風を防ぐ働きもしています。また、心や体を癒してくれるオアシスでもあります。

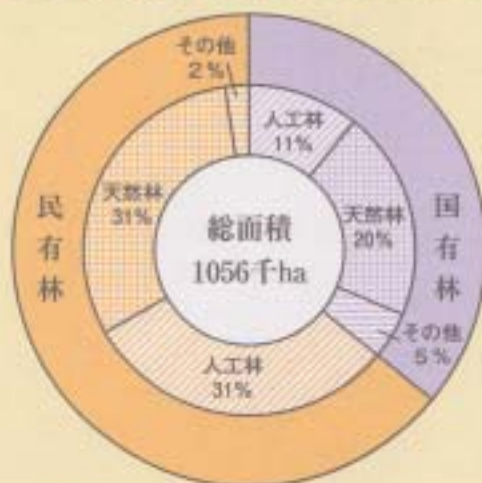
5 地球温暖化を防ぎます。

現在、私たち人間が生活していくうえで、たくさんの二酸化炭素を発生させ、それが地球温暖化の原因となっています。森林は「光合成」という働きで二酸化炭素を吸って酸素をはいています。つまり空気中の二酸化炭素を取り込んで材木の中に「炭素」という形で固定し、家や家具に姿を変えても、蓄えています。

民有林/国有林別・人工林/天然林別森林面積

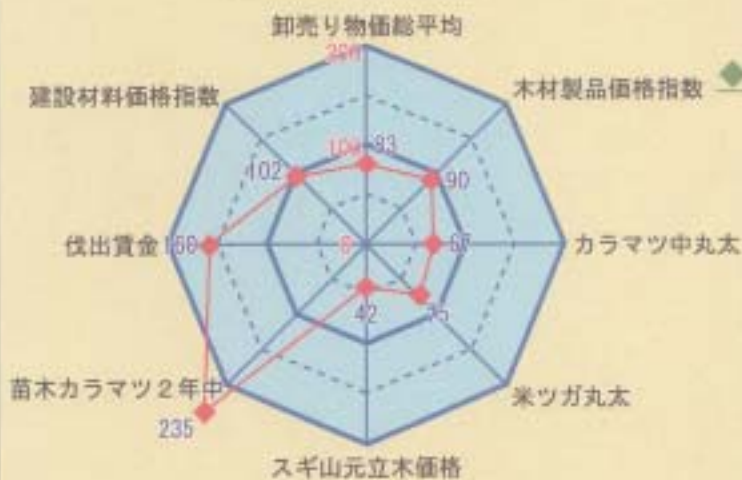
◆県土の約8割(78%)が森林です。

- ・ 森林面積は、約105万6千haで、北海道、岩手県について全国3番目の面積を有する森林県です。
- ・ 民有林約68万haのうち約49%に相当する33万haが人工林で、国有林の30%と比べ人工林率が高い状況です。



林業生産価格を取り巻く諸因子の変化

(55年を100とした場合のH10の数値)



◆林業経営は非常に厳しくなっています。

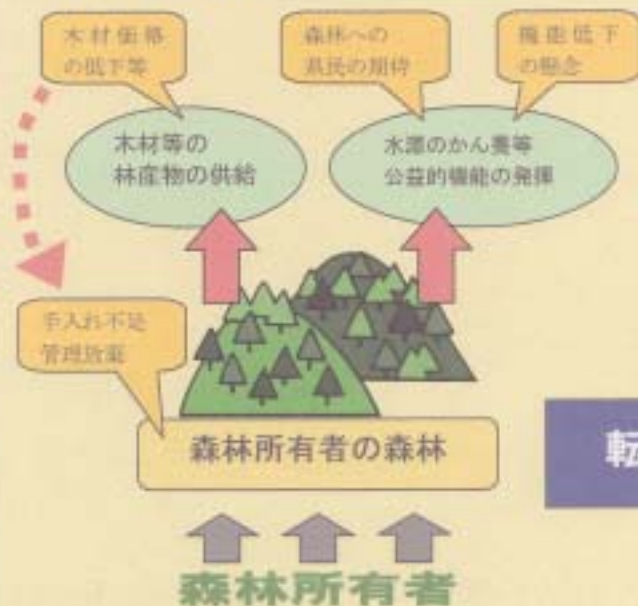
- ・ 労賃、苗木代などの上昇によって経営コストが増加している一方、木材価格は低迷しています。



条例制定の考え方

これまでは...

木材生産機能を軸にした林業政策



これからは...

森林の多面的機能の持続的発揮をめざす森林づくり



転換

地域において県民のみなさんが主体的に森林づくりに参加するための理念の共有と、そのための新たな仕組みとして長野県ふるさとの森林づくり条例を制定しました。

長野県ふるさとの森林づくり条例の概要

平成16年10月14日公布・施行
(一部平成17年1月1日施行)

森林づくりの基本理念・方針

◆ 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

◆ 基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効利用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用



森林づくりに関するそれぞれの責務

県

- 基本理念等に則した施策の策定・実施
- 県民・森林所有者との協働
- 国・市町村との緊密な連携

県民

- 基本理念等に則し、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加
- 県が実施する施策への協力

森林所有者

- 基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保
- 県が実施する施策への協力

事業者

- 基本理念等に則した事業の実施及び県の実施する施策への協力
- 開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮

森林づくりに関する県の基本的な施策

森林づくり指針 の策定

・・・本県の目指すべき森林の姿、総合的・長期的目標、施策の基本的事項等を定める

県民の主体的な参加の促進

森林環境教育、森林づくりに親しむための機会の提供、県民の活動への支援など

県外における理解と協力

県外において本県の森林づくりへの理解・協力が得られるための広報活動等の実施

森林の整備の推進及び保全の確保

造林・保育等の森林整備の推進、技術指導、保安林の指定・管理等

県産材利用の促進

需要の開拓、公共事業における県産材の活用、認証制度の推進等

林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展

経営基盤の強化、木材供給体制の整備、担い手の育成確保等

森林空間の多面的利用の促進

多面的利用のための環境整備、新たな分野との連携による森林産業の育成等

山村地域の活性化

森林資源の総合的な活用、都市と山村間の交流促進、定住環境の改善等

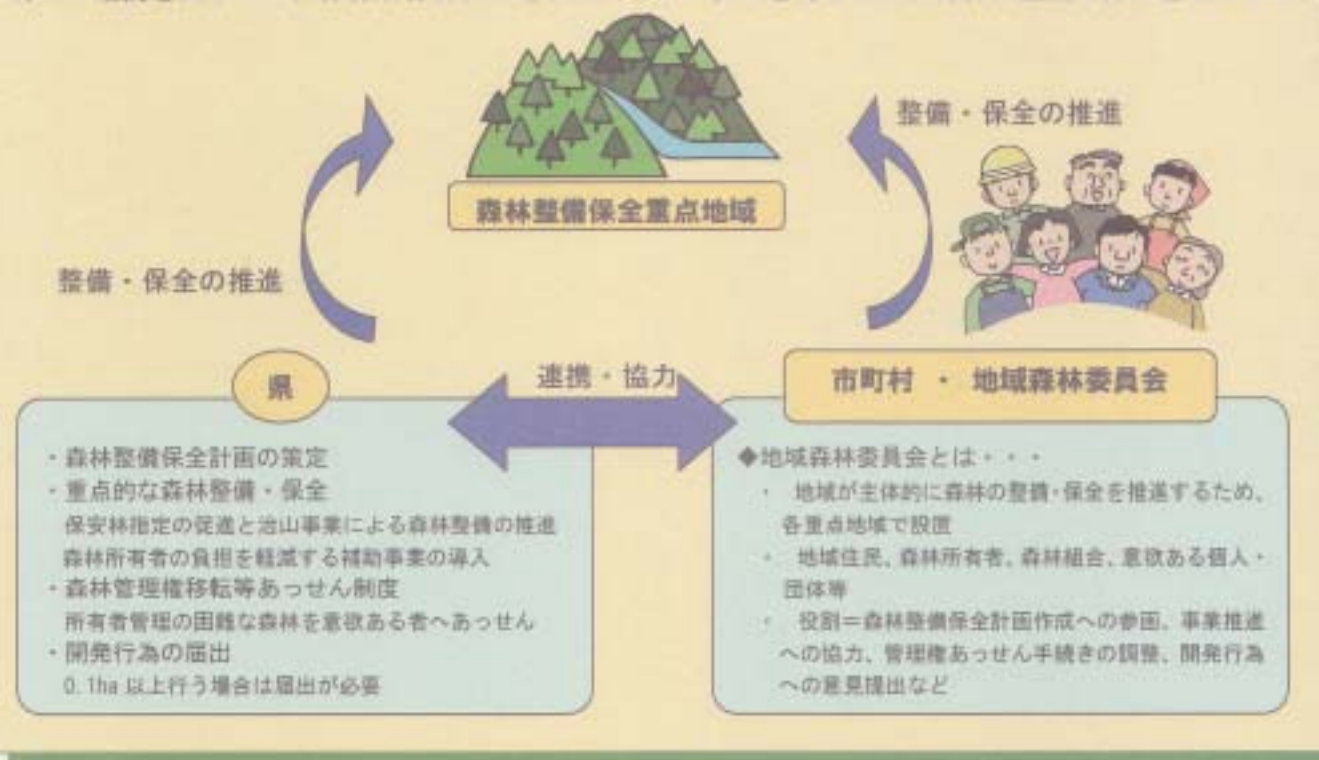


森林整備保全重点地域・里山整備利用地域

この条例は、森林づくりに関する基本理念や責務、施策の基本となる事項を定めるだけでなく、森林整備保全重点地域制度及び里山整備利用地域制度といった、新たな仕組みを定めています。

森林整備保全重点地域制度

国土の保全、水源のかん養などの森林の機能を高度に発揮させるため、特に重要な地域を指定し、市町村との連携を図りつつ、森林所有者及び地域住民などの参加を得ながら、森林の整備と保全を進めます。



里山整備利用地域制度

里山の整備・利用を主体的に行う地域を、市町村長の申出により認定し、その取組が一層進むよう支援します。



長野県ふるさと森林づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 森林づくりに関する基本的施策

第1節 森林づくり指針等（第9条～第11条）

第2節 森林づくりに関する施策（第12条～第18条）

第3節 森林整備保全重点地域（第19条～第21条）

第4章 森林整備関係地域（第22条～第24条）

第5章 雑則（第25条）

第6章 罰則（第26条～第28条）

附則

うまごいし、さのやま、こぶなつりし、さのさかー、かつて、豊かな森林が広がる長野の風景は、存続国家発展につながった豊かさを支えてきた。信州に暮らす人々は、この森林からさまざまな恵みを受け、そのことへの感謝として、森林を守り、育てながら、森林と人との歴史を創りだしてきた。

しかしながら、今日に至る社会経済構造の変化の中で、地域における森林と人との関わりが薄れてきたことにより、森林を守り、育てる人々の数が十分には行われなくなり、設置された森林が荒廃するなど、森林の多面的な機能を持続的に発揮させていく上で課題が生じている。

国土の自然を占める森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気をめぐらし、災害から森林の生命と暮らしを守り、木材をはじめとした林産物を産み出し、さらには地球温暖化防止の上での重要な役割を果たしているなど、持続可能な社会を支えるかけがえのない宝庫であり、世代を超えて利用される貴重な社会全体の共通の財産である。

先人達が培ってきたこの森林を健全な状態で次世代に引き継いでいくためには、地域に暮らす人々の自発的な思いと意欲的な活動の下で、森林と人との新たな関わりを創り出し、多くの国民の参加を得て森林を守り、育てていくことが必要となっている。広大な国土が今以上の豊かさに彩られ、豊かな森林によって子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしている百年先の長野県、そうした未来のふもとと長野県の姿を目指し、国民の主体的な参加の下で森林づくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、並びに県、市民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策の基本となる事項並びに富良野市に森林の整備及び保全を図るための措置等について必要な事項を定めることにより、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な実施を図り、もってふるさとを豊かな森林の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、又は育てることをいう。
- (2) 森林の多面的な機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地域環境の向上、木材等の林産物の供給、公益の促進等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 権利に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することによって生ずる者（国及び市町村を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林が持続可能な社会を支える基盤であり、災害から国民の生命と財産を守り、安定した水を供給する源となっており、多くの国民の心にとどめと誇りを持って育ち、再生可能な資源である木材の供給の源や二酸化炭素の吸収源となっていることなど、社会全体の基盤の財産であることにかんがみ、これらの機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、国民の理解と主体的な参加の下で行われなければならない。

（基本方針）

第4条 前条に定める基本理念に基づいて行われる森林づくりの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 森林の多面的な機能が十分発揮できるよう適切に施策し、及び保全すること。
- (2) 身近な資源である森林が有効に利用すること。
- (3) 森林資源及び森林空間を総合的かつ多面的に利用し、及び活用すること。

（県の責務）

第5条 県は、前条に定める基本理念及び前条に定める基本方針（以下「基本理念等」という。）に基づき、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民及び森林所有者と協働するよう努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第6条 県民は、基本理念等に基づき、森林づくりの意識性を高め、森林づくりのための活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（森林所有者の責務）

第7条 森林所有者は、基本理念等に基づき、森林の整備の推進及び保全の確保に努めるとともに、県が実施する施策に協働するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 森林づくりに関する事業を行う者は、基本理念等に基づき、その事業を行うとともに、県が実施する施策に協働するよう努めなければならない。

2 森林づくりに関する総合的かつ長期的な関係及び協働の基本的事項

第1節 森林づくりに関する基本的施策

第9条 森林づくりに関する指針

第10条 知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針（以下この節において「森林づくり指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、森林づくり指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民、森林所有者及び事業者の意見を反映できるよう必要な協議を講じなければならない。

4 知事は、森林づくり指針を定めようとするときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、森林づくり指針の改定について準用する。

（財政上の措置）

第11条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとする。

（森林の状況等の把握）

第12条 知事は、毎年、森林の状況、県が指定した森林づくりに関する施策の実施状況等について、その概要を公表しなければならない。

第13条 森林づくりに関する施策

（森林の主体的な参加の促進等）

第14条 県は、地域における森林づくりへの国民の主体的な参加を促進するため、森林環境教育、森林づくりに関したための機会の提供等により森林づくりに関する国民の意識の喚起に努めるとともに、県民、県民が組織する団体等が行う森林づくりに関する活動に対して支援するものとする。

（県民における理解と協力）

第15条 県は、本県の森林が地域を越えて広くその恩恵をもたらしていることにかんがみ、広域活動等を積極的に実施することにより、県民において本県の森林づくりに関する理解と協力が得られるよう努めるとする。

（森林の整備の推進及び保全の確保）

第16条 県は、森林の整備を推進するため、造林、育苗その他の森林整備計画等に基づき計画的に行うための計画の策定、技術指導その他の支援を行うほか、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林の保全を確保するため、遊歩道の敷設及び管理、森林の適度な保全を図るために必要な規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林利用の促進）

第17条 県は、からまづをはじめとする新産業の利用を促進するため、県民に対する情報の提供、販路の開拓、公共事業における活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、復興に配慮した森林の管理及びそこから生産される木材の利用を促進するため、防災対策の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展等）

第18条 県は、森林の整備及び保全並びに林産物の適切な供給及び利用の確保に係る林業、木材産業その他の森林づくりに関連する産業の健全な発展に努めるとともに、これらの産業の持続的かつ健全な発展を図るため、経営基盤の強化、森林組合その他の林業関係団体の活動の促進、安定した木材供給体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林づくりに従事する者の育成、確保及び福祉の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（森林空間の多面的利用の促進等）

第19条 県は、森林空間を文化、環境教育等の場として多面的に活用するため、環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、観光、教育、研修、文化体験など分野において森林資源及び森林空間を活用した森林産業を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

（山村地域の活性化）

第20条 県は、山村地域の活性化を促進するため、森林資源及び森林空間の総合的な活用、都市と山村との間の交通の促進、定住環境の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 森林整備保全重点地域

（森林整備保全重点地域の指定）

第21条 知事は、森林の有する国土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重要な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申請により、森林整備保全重点地域として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域を指定の要請があった場合に必要であると認めるときは、森林整備保全重点地域の指定をすることができる。この場合においては、あらかじめ、関係市町村長の同意を得なければならない。

3 知事は、森林整備保全重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、長野県森林審議会長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、森林整備保全重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、個別で定めるところによりその旨を公示し、その要を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

5 前項の公告があったときは、その指定に利害関係を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された要について、知事に意見を提出することができる。

6 知事は、森林整備保全重点地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 森林整備保全重点地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前2項の規定は、森林整備保全重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（地域森林委員会）

第22条 森林整備保全重点地域において、地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者は、森林の整備及び保全を主体的に推進するため、これらの方々で構成する委員会（以下「地域森林委員会」という。）を組織することができる。

2 県は、地域森林委員会の組織化を促進するため、関係市町村と連携して、地域森林委員会を組織しようとする地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係する者に対して、調査、情報の提供その他の必要な支援措置を講ずるものとする。

（森林整備保全計画）

第23条 知事は、森林整備保全重点地域ごとに、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力の下で、森林整備保全重点地域における森林の整備及び保全のための計画（以下この節及び次節において「森林整備保全計画」という。）を定めなければならない。

2 森林整備保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 森林の機能区分及び機能区分に応じた目標類型

(2) 目標類型に応じた森林整備方針

(3) 伐採、造林、管理に関する事項

(4) 森林の整備及び保全を推進するための方策

(5) 前各号に掲げるもののほか、森林整備保全重点地域における森林の整備及び保全のために必要な事項

<p>3 森林整備保全計画は、森林法（昭和25年法律第28号）第3条第1項の地域森林計画及び同法第10条の第1項の市町村森林整備計画に適合したものでなければならない。</p> <p>4 知事は、森林整備保全計画を定めようとするときは、森林の現況調査等により森林の情報の把握に努めなければならない。</p> <p>5 知事は、森林整備保全計画を定めるときは、これを公表しなければならない。</p> <p>6 森林所有者その他の権利に基づき森林の立木竹の伐採又は収益をする者は、森林整備保全計画に基づき実施することを旨としなければならない。</p> <p>7 第1項及び第3項から第5項までの規定は、森林整備保全計画の実施について準用する。 （森林整備保全計画に基づく事業の実施）</p> <p>第22条 知事は、森林整備保全計画に基づき、関係市町村と連携して、伐採等の指定及び適正な管理を推進するとともに、補助事業等の重点的な導入により森林整備を促進するものとする。</p> <p>2 地域森林委員会は、森林整備保全計画に基づいて実施される事業の推進に協力するものとする。 （森林管理連絡等あっせん制度）</p> <p>第23条 知事は、森林整備保全重点地域内において、森林所有者からその者の所有等に係る森林を自ら管理することが困難である旨の申出があったときは、森林づくりに関し意見及び能力のある者で知事の認定を受けたもの又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の4に定める者に對する森林又は立木竹についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等あっせんするものとする。</p> <p>3 前項の知事の認定は、認定を受けようとする者の申出により行うものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定によりあっせんをするに對して、関係する市町村及び地域森林委員会に対して必要な調整を要請することができる。 （開発行為の届出）</p> <p>第24条 森林整備保全重点地域内において、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となつていない民有林（同法第25条又は第25条の2の規定により指定された民有林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は薪炭の採取、掘削その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為に係る土地の面積が1ヘクタール以上であるものをいう。以下この条において同じ。）をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の前日までに、知事に開発行為の種別、場所、施工方法及び着手予定年月日その他規制で定める事項を届けなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の開発行為については、前項の規定は、適用しない。 (1) 森林法第14条の2第1項の規定による許可を受けた行方聯合 (2) 国、地方公共団体又は規制で定める公共的団体が行う場合 (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合 (4) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された罰着手している場合</p> <p>3 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る開発行為の予定地を管轄する市町村長及び関係する地域森林委員会に対し、森林の保全の見地からの意見を求めるものとする。 （開発行為に係る届出）</p> <p>第25条 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、森林の保全の確保のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、森林の根に有害する災害の防止、水害の防止、水質の改善及び農産物の保全の機能に対する配慮が適正になされるよう必要な指導をすることができる。</p>	<p>第4章 景山整備利用地域 （景山整備利用地域の認定）</p> <p>第26条 知事は、景山（人により利用若しくは管理がなされている又はこれらがあつてなされていた身近な森林をいう。以下同じ。）の整備及び多面的な利用を促進することによりその保全を図るため、地域住民等が主体的な活動をしようとする景山を、その地域を管轄する市町村長の申出により、景山整備利用地域として認定することができる。</p> <p>2 前項の申出をしようとする市町村長は、当該申出をするものについて、あらかじめ、当該景山に係る森林所有者及び当該景山を整備し、又は利用しようとする者（これらの中で構成する景山の整備及び利用を促進するための協議会（以下「景山整備利用推進協議会」という。）が設置されている場合には、景山整備利用推進協議会）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、景山整備利用地域として認定を受けた景山について、地域住民等による主体的な活動が行われていない等の理由により、景山整備利用地域として認定しておくことが適当でない旨認めるときは、景山整備利用地域としての認定を取り消すことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該景山整備利用地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。 （景山利用協定）</p> <p>第27条 景山整備利用地域を管轄する市町村長は、景山の整備及び利用を促進するため、景山整備利用地域に係る森林所有者と景山の整備又は利用を希望する団体等とによる景山の利用に関する協定（以下この条及び次条において「景山利用協定」という。）の締結を促進されるよう情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市町村長は、景山利用協定の締結を促進するため、景山整備利用推進協議会に協力を要請することができる。</p> <p>3 知事は、景山利用協定の締結を促進しようとする市町村長を支援するため、景山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、景山利用協定の締結を促進するため、景山整備利用地域における景山の整備及び利用に関する活動の状況、景山利用協定の締結の状況等についての情報を積極的に収集するものとする。 （景山の整備及び利用に関する活動に対する支援）</p> <p>第28条 知事は、景山利用協定による活動、景山整備利用推進協議会の活動その他景山整備利用地域における景山の整備及び利用に関する活動を促進するため、市町村と連携して、景山において主体的な活動をしようとする地域住民等に対して、助産、講習会の開催、情報の提供その他の必要な支援措置を講ずるものとする。</p> <p>第2章 雑則 （雑則）</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>第4章 罰則 （罰則）</p> <p>第30条 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。 （罰則規定）</p> <p>第31条 法人の代表者若しくは法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。 附 則 この条例は、公布の日から起算して、ただし、第3章から第5章までの規定は、平成17年1月1日から施行する。</p>
--	---

この条例のキーワード

◆森林づくり

木を植えることのみではなく、森林を守り、育てるといった広い意味で「森林づくり」を用いています。この中には、単に造林、育林、保全のための施業やそれに付随する施業のみでなく、森林の多面的な活用や炭産材を利用すること、また、多くの人の多様な参加による協力や、身近な森林に関心を持つことなども森林を守り、育てることにつながるため、こうしたものも含めることとしています。

◆社会全体の共通の財産

その森林が森林所有者の財産であるという法的権利を制限する意味ではなく、森林が多面的な機能を有しており、さまざまな面から人間社会を支えていることから、「社会全体の共通の財産」と概念的な意味で位置付けています。

◆県民の主体的な参加による森林づくり

県民の皆さん自ら森林施業を行うという狭い意味ではなく、森林づくりに県民の皆さんが様々な形で参加していただきたいという意味を含めています。特に「主体的」とは、自主的、積極的という意味を持ちますが、これは、行政措置の発動を待つまでもなく、自主的な意思を持った上で、森林施業や炭産材の利用、森林の多面的な活用など、様々な形で森林づくりに参加していただきたいというものです。



 **長野県** 林務部林政課
☎ 026-235-7262
<http://www.pref.nagano.jp/>
〒380-8570 長野市大字南長野字楯下 692-2
E-Mail rinsel@pref.nagano.jp